2018年9月7日発行(臨時号)

宮城労働局メールマガジン

1. 宮城県最低賃金の改正 ~時間額798円に~

県内の事業所で働くすべての労働者(臨時、パート、アルバイト等を含む)に適用される宮城県最低賃金が、平成30年10月1日から26円引き上げられ、798円に改正されます。

現在の賃金額をご確認の上で、本年10月1日以降の賃金の支払いについて適切な運用がなされますよう、ご協力願います。

【お問合せ先】賃金室(022-299-8841)

★バックナンバー

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagiroudoukyoku/1/140/141.html

★メルマガ配信の停止・配信先の変更

https://mdh.fm/BeUI/MemberMobile/MemberMobile?ReqID=member&CustID=N202Y9&MemberID=91311

- ・当メールマガジンは毎月1回の定期号に加えて、 臨時号を随時配信します。
- ・新規登録されると、登録翌日の午前10時に最新刊を配信します。
- ・文字は、1行の文字数が23文字以上となる大きさで、かつMSゴシックなどの等幅フォントでご覧ください。
- ・登録していないにも関わらず本メールが配信され た場合は、他の方が間違えて登録した可能性があ りますので、上記の配信停止の手続きをお願いし ます。
- ・当メールマガジンの送信元アドレスは、送信専用となっており、返信できません。
- ・携帯メールには対応しておりません。
- ・当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。

【配信元】宮城労働局(雇用環境・均等室)

〒983-8585 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町 1 仙台第四合同庁舎

電話 022-299-8834 宮城労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/miyagi-roudoukyoku/